

秋多都市計画地区計画 二宮地区地区計画

決定 平成6年10月 1日 秋川市告示第57号

変更 令和6年 4月26日 あきる野市告示第60号

名 称	二宮地区地区計画
位 置※	あきる野市二宮字森腰、字前田耕地、字南分、字北分及び字稻荷耕地各地内
面 積※	約24.1ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目 標 本地区は、市東部に位置し、かつて地域の中心として栄え、二宮神社をはじめとする地区固有の歴史や文化、湧水池などの、水と緑の自然に富んだ地区である。 本計画は、このような地区の特性を将来にわたって保全していくとともに土地利用の誘導、地区施設の整備を図り、住宅地と商業施設の調和がとれた市街地の形成を図ることを目的とする。
	土地利用の方 針 本地区を四つの地区に細分し、以下の方針を推進していくこととする。 本宿通り地区：商業業務等各種施設が溶け合う路線状の市街地環境の形成を図る。 南通り地区：住宅を主体とした中層化を図る地区とし、主要道路沿いには生活利便施設の立地を図る。 北宿通り地区：住宅専用地区として質の高い良好な住環境の形成を図る。 下宿通り地区：住宅専用地区として質の高い良好な住環境の形成を図るとともに、崖線の保全と整備を図る。
	地区施設の整備方針 良好な居住環境と商業施設とが融合できるような道路基盤の整備を目標に、安全性や景観を配慮した道路整備を図る。 また、地区内の水と緑を生かした公園、まちかど広場及び親水散策路の整備を図る。
	建築物等の整備の方針 地区の良好な環境を形成するため、以下のように建築物等を誘導する。 本宿通り地区：良好な商業業務等各種施設の形成を図るため、壁面の位置、敷地面積の最低限度、建築物の用途及び建築物の意匠・色彩について誘導する。 南 通 り 地 区：住宅を主体とした中層化を図るとともに主要道路沿いには生活利便施設の立地を図るため、壁面の位置、敷地面積の最低限度、建築物の意匠・色彩及びかき又はさくの構造について定める。 北宿通り地区：住宅専用地区として質の高い良好な住環境の形成を図るため、敷地面積の最低限度、かき又はさくの構造について誘導する。 下宿通り地区：住宅専用地区として質の高い良好な住環境の形成を図るため、敷地面積の最低限度、かき又はさくの構造について誘導する。

地区整備計画	位置		あきる野市二宮字森腰、字前田耕地、字南分及び字稲荷耕地各地内			
	面積		約6.3ha			
	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	備考
			住区道路1	6.0m	約440m	拡幅
			住区道路2	6.0m	約200m	拡幅
		公園	名称	面積		備考
			二宮お池公園	約1,360㎡		既設
		その他の公共空地	名称	面積		備考
			まちかど広場	約50㎡		新設
			名称	幅員	延長	備考
	親水散策路		1.5m	約310m	拡幅	
	建築物等に関する事項	地区の細区分	名称	南通り地区		
			面積	約6.3ha		
		建築物の敷地面積の最低限度		120㎡		
		壁面の位置の制限		計画図に定める道路に接する敷地においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該道路の境界線までの距離は1.5m以上としなければならない。		
建築物等の形態又は意匠の制限		建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は刺激的な原色を避け、落ち着いた色のある色彩を基調とする。				
かき又はさくの構造の制限		道路に面する側のかき又はさくの構造は、次に掲げるものとする。 1.生垣 2.透視可能なフェンス等で、高さは敷地地盤面より1.2m以下とする。				

※は知事協議事項

「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置、地区の区分並びに壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」